遼五京の外交的機能

河上　洋

はじめに
一　遼の三京と中京・西京
二　東京・南京の機能
(1) 東　京
(2) 南　京
(3) 留　守
おわりに

はじめに

私は、これまで渤海について、そこに五つの京を冠した行政單位（上京・中京・東京・南京・西京）が置かれた意義をさまざまな角度から考察してきた。まず五京の機能の一つとして、在地の有力勢力を統制する據點となったことを推定した。また、五京は唐や日本など、對外的な交易ルート上の據點としての役割も果たしたことを述べた。(1) 五京制度の淵源は明らかでないが、五京そのものは唐にも一時期置かれたことがあり、特に中國の研究者は唐制の渤海への影響を強調する。(2) しかし、形式的には同様でも、上に述べたような渤海の五京の機能は唐のそれにはあてはまらない。これは渤海の五京が、在地勢力の割據、それらを統制するうえにおいても渤海支配者層にとって對外交通を掌握することが重要視されたこと、

といった渤海に固有の事情に對應したものであったことを意味する。

五京制度はその後遼・金に受け繼がれたように見える。『新唐書』巻二一九、渤海傳に渤海の領域を表現して、「地に五京、十五府、六十二州有り。」と記されているが、遼では『遼史』巻三七、地理志に、

總べて京五、府六、州、軍、城百五十有六、縣二百有九、部族五十有二、屬國六十なり。

とあるように、州縣制と部族制の二重體制になってはいるが、州縣制の部分では渤海同様領域内の行政單位の第一に五京が擧げられている。さらに金では『金史』巻二四、地理志に、

遼制を襲いて五京を建て、十四總管府を置き、是を十九路と爲す。その閒に府九、節鎭三十六、防御郡二十二、刺史郡七十三、軍十有六、縣六百三十二を散ず。

とあり、遼制を受け繼いだことを述べている。このように、領域内の地理を記述する際に五京が強調されるのは、遼・金に特徴的なことであり、それは既に渤海において見られるものである。このように形式的な類似は明らかであるが、やはりその内容について、渤海の五京制度は遼・金にどのように受け繼がれたのか、或いは受け繼がれなかったのかを檢討する必要があろう。

漢人・渤海人をはじめとする農耕民、奚人などの遊牧民のように、契丹の支配下の民族構成は渤海以上に多様であった。その意味で、最初に述べた五京の機能、すなわちさまざまな在地勢力を統制する據點となった可能性は充分考え得る。例えば『契丹國史』巻二二、四京本末には上京は「乃ち大部落の地なり。」とあってもともとの契丹族の本據としている他に、中京について「中京の地、奚國王牙帳の居る所なり。」、南京について「南京はもと幽州の地、乃ち古の冀州の域なり。」、東京について「東京、もと渤海王の都する所の地なり。」と記されており、それぞれ中京が奚人の、南京が漢人の、東京が渤海人の中心地であったことを示している。楊若薇氏はこの點を重視して、中京・南京・東京は契丹が新たに獲得した地域の民族を統治し、中央との連携を強化するために設けられたと述べている。(3) ただ、楊氏は西京の設置目的に關し

ては支配地域内の統制ではなく、對外問題すなわち西夏との關係から論じた。であるとすれば、二番目に擧げた五京の機能、對外交通の據點としての役割を、契丹の五京についても想定することができる。本稿では、この二番目の機能を中心に、契丹の五京について、楊氏が對外關係を指摘した西京だけでなく、東京・南京・中京についても具體的に檢討していきたい。(4) そうすることによって、史料的な制約もあっていまひとつ明確でない渤海の五京についても、考える手がかりが得られるのではないかと思っている。

一　遼の三京と中京・西京

遼の五京は同時期に一齊に設置されたものではない。從って、當初から五京というまとまった形式が意識されていたかは疑問である。上京は最も早く、太祖の本據地、現在の内蒙古自治區赤峰市巴林左翼旗管内の林東に神册三年（九一八）築城され、國都とされたが、建設當時は「皇都」と呼ばれるのみであった。續いて、太宗の天顯三年（九二八）、遼寧省遼陽に南京が置かれた。さらに會同元年（九三八）、後晉よりいわゆる燕雲十六州を獲得したことを契機に、幽州（現在の北京）を南京に、それまで南京であった遼陽を東京に改め、皇都を上京となした。ここに三京が備わったことになる。その後、中京が今の内蒙古自治區赤峰市寧城縣に築かれたのは聖宗の統和二五年（一〇〇七）であり、西京はさらに遲れて興宗の重熙一三年（一〇四四）になって雲州（山西省大同）に置かれている。すなわち、上京・南京・東京の三京は比較的早い時期に設置されたが、その後、そのままの狀態が七十年近く續いたことになる。三京がそろった時點で、後に中京・西京となる地域は既に遼の支配地域内に入っていた。にもかかわらず直ちに五京とならなかったのは、遼に形式的に五京という數をそろえる意圖は無く、五京はそれぞれ必要に應じてその都度置かれたものであることを示している。

それでは、それぞれの必要性、或いはそれぞれの果たした機能とは何であったのか。太祖が即位當初より根據地とし、國都として築かれた上京を除く他の四京について考えてみたい。まず南京、後に東京と稱された遼陽は主として渤海人が

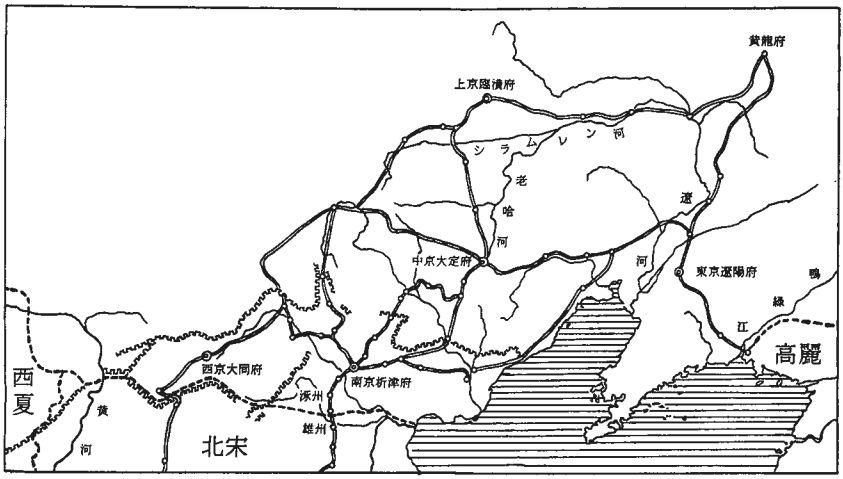

遼の五京と交通路（交通路は田村實造「遼・宋の交通」（本文註(6)）附載の「遼・宋交通路略圖」に依った）

居住するようになった。遼は天顯元年（九二六）に渤海を滅ぼしてその地を東丹國とし、太祖の長子耶律倍を東丹國王とした。しかし、二年後には耶律羽之の建言によって東丹國都を遼陽に移して南京と稱し、渤海遺民の主要部分も遼陽およびその周邊に移住させた。渤海遺民の統制を口實にして、太宗が兄である東丹國王倍をより本據近くに置いて監視するためであったといわれる。しかし、實際に渤海人が多數居住し、彼らを統治する據點としての役割を南京（東京）が果たしたこともまた確かであろう。一方、幽州に置かれた南京は、明らかに後晉から獲得した燕雲十六州、すなわち漢人居住地域の中心地として、その統制を意圖したものと思われる。

次に、中京について『遼史』巻三九、地理志に次のような記述がある。

統和二十四年、五帳院、故奚王牙帳の地を進む。二十五年、之に城き、實するに漢戸を以てし、號して中京と曰い、府を大定と曰う。

また、他の書、例えば『續資治通鑑長編』（以下『長編』）では、巻六四、眞宗景德三年（一〇〇六）一二月條には「中京を七京山の下に置く。其の地、もと奚王の牙帳なり。」、巻九七、眞宗天禧五年（一〇二一）九月甲申條には「是れより先、宋綬等使して還り、契丹の

風俗を上す。……古北口より中京の北に至るは皆奚境なり。」とあるように、しばしば中京の地がもと奚の住域であった旨の記述が見られる。はじめに述べたように、楊若薇氏はこれらのことに注目し、遼に征服吸収された後もなかば獨立的な地位を保っていた奚族に對し、聖宗代に直接統治化が進められ、かつての奚王の地が遼朝の所有のもとにはいった結果として中京が設置されたという。すなわち、東京が渤海人の、南京が漢人のというように、新たに獲得した異民族居住地域統治の據點として設置されたのと同様に、中京は新たに直接支配下にはいった奚人統治の據點となったとするのである。確かに、聖宗代に奚王府に屬する六部の廢合を行なうなど、奚の部族制の内部にまで遼の支配が及び、奚の舊地も回收された。(5) しかし先の地理志の記述は、それによって奚の地に中京を築き、漢人を移住させることが可能になったことを説明しているに過ぎない。遼は遊牧民・農耕民を分けた二重統治體制をとり、契丹同様遊牧民である奚は、先に擧げた奚王府を始めとする部族制のもとに組み込まれている。一方中京を含む五京はあくまで農耕民を統治するための州縣制の中の行政單位のうちの特殊なものということができる。從って中京の設置を奚族統制のためとは考えにくい。既に指摘されていることであるが、中京の設置時期（一〇〇七年）が澶淵の盟（一〇〇四年）の直後であることを見れば、やはり宋との交通路上の據點としての役割を考えたほうがよいのではないか。『契丹國志』卷一三、后妃傳に「南北通和より後、契丹多く中京に在り。武功殿、聖宗之に居り、文化殿、太后之に居る。」とあるように、聖宗はしばしば中京に滯在し、宋からの使者を迎えた。またそうでない場合にも中京は、南京から上京、或いはその周邊の巡幸地へ宋からの使者が向う際の中繼地になっていた。(6) さらに、『長編』卷七四、眞宗大中祥符三年（一〇一〇）一〇月戊辰條に、

知雄州李允則言えらく、契丹、顯州より東して高麗を侵し、期するに十二月を以て中京に還る。蓋し朝廷の使の彼に至るを慮ればなり。

とあって、高麗方面と中京を結ぶ交通路が既に通じており、高麗遠征に向った聖宗は宋からの使者を謁見するためにこの道を中京に還っている。そして、このような中京を統括する長官である留守として、史料に最初に登場するのは王繼忠で

ある。王繼忠はもともと宋の人であったが、捕虜となって遼朝のもとで重用され、澶淵の盟が結ばれるに際しては、宋・遼の仲介役として活躍した人物である。(7) このような經歴の持ち主が中京留守に任じられたことは、澶淵の盟以後より活發化した宋との交渉が重視され、中京の設置がそれに對應するものであったことを裏附ける。

なお、短期間ではあるが、中京はこれ以前に別の場所に置かれたことがある。太宗の大同元年（九四七）、後晉を滅ぼして開封に入城した際、鎮州（現在の河北省正定縣）を中京とし、この遠征で活躍したもとの南京留守趙延壽を中京留守に任じている。鎮州は南京から開封へ通じる交通路上に位置する。こうして一時期南京より中京が南に位置する狀況が生まれるが、これは開封までの支配を考えた際に、その地と遼の本據地を結ぶ交通路上の中繼地としての役割が意識され、それ故に「中京」の名が與えられたのではないか。このことは、その後閒も無く開封からの撤退を餘儀なくされた時の太宗の言葉として、

汴州の炎熱にして、水土居り難きに非ずんば、ただ一年を得るのみにして、太平は掌を指して致すべし。且つ鎮州を改めて中京と爲し、以て巡幸に備う。(8)

とあることからも窺える。このように、既に中京が中繼地としての役割を意識されていたのであれば、後に置かれた中京も同樣の性格をもっていた可能性が高い。

以上に述べたように、中京は東京・南京とは違い、對外交渉の據點としての役割が設置の第一義的な目的であったと考えられる。これは、さらに遲れて置かれた西京についてもあてはまるのではないか。西京の置かれた雲州は、山西地方の統制のみならず党項・吐谷渾などの西南諸部族經略の基地として重要視されたが、雲州が西京とされた重熙一三年（一〇四四）は、それまで緊密な關係にあった遼と西夏の對立が激化し、興宗の西夏親征にまで至った年にあたる。(9) ひとまず講和が成立して軍を還した直後に西京が置かれており、『長編』卷一五七、仁宗慶曆五年（一〇四五）八月甲子條の正旦使として遼に赴いた包拯の報告に、

雲州を創めて西京と作してより以來、營寨を添置し、軍馬を招集するを輟めず、兵甲糧食、積聚すること少なからず、但だ西討を以て名と爲すも、其の意殊に測るべからず。

とあるように、遼はその後も西京を據點として西方經略の意圖を見せている。『遼史』卷四八、百官志の南面京官の項に、

遼に五京有り。上京は皇都と爲し、凡そ朝官、京官は皆これ有り、餘の四京は宜に隨いて官を設け、制を爲すこと一ならず。大抵、西京は邊防官多く、南京、中京は財賦官多し。

とあり、同書卷四六、百官志の北面邊防官の項には西南面安撫使司に始まる官を列擧した後に「已上、西京の諸司にして、西夏を控制す。」と記されており、他の京に比し軍事的色彩がより強いが、西京は當時李元昊のもとに自立し、勃興しつつあった西夏との交渉の據點として機能したものと考えられる。

先に述べたように、上京・東京・南京の三京が設置されて以後、殘りの二京が設置されるまでは閒があいている。これらの五京をすべて同じ目的から設置されたものと考える必要はない。中京の設置にまでも共通した意圖を見ようとする楊氏にしても、西京のみは西夏との關係から考えている。しかし、置かれた時期からみても、遼はまず農耕民統治體制として渤海人居住地の中心に東京、漢人居住地の中心に南京を配置する三京體制を意圖したのではないだろうか。『遼史』の太宗本紀には、燕雲十六州を獲得して三京が置かれたことを記した同じ記事に、遼の樣々な官名を中國風に改めたことが述べられている。(10) この時期の中國文化・制度導入の意圖は、後に後晉を滅ぼして汴州へ入城した際、

晉の諸司の僚吏、嬪御、宦寺、方技、百工、圖籍、曆象、石經、銅人、明堂の刻漏、太常の樂譜、諸宮の縣、鹵簿、法物及び鎧仗は、悉く上京に送る。(11)

とあることからも窺える。そして、五代の諸王朝でしばしば變遷があるものの、例えば遼が三京とした同じ年に、後晉では開封を東京、洛陽を西京として、太原の北京とあわせて基本的には三京體制がとられている。(12) これらの事實からすれ

ば、遼の三京も渤海の五京からの系譜を考えるより、直接的にはこの中國王朝の三京を模したものと考えた方がよいように思える。

それでは、渤海との關わりは全く考える必要はないかというと、そうとは言い切れない。というのは、遼の國都が北方に位置して上京と呼ばれる點で渤海と共通する一方で、中國の王朝の場合は國都は基本的には東京（都）もしくは西京（都）であり、北方のものは北京（都）としか呼ばれず、あくまで國都に次ぐ位置附けにとどまるからである。つまり、遼と渤海はともに國都が最も北方に置かれ、他の京がそれより南方に配置されたのである。これは兩國の置かれた地理的環境とそれにともなう政治的環境から來るのではないか。すなわち、國都としての上京は北方を根據地にして發展したということであり、それ故にその關心の對象は中國王朝を始めとする南方諸勢力であり、南方に配置された副都はそれらとなんらかの關わりを持つと豫想される。渤海に關しては、既に五京が唐を始めとする對外交渉の據點となったことを考證した。この意味で渤海から遼への系譜關係を見いだすことができる。ここでは中京が宋と、西京が西夏との交渉の據點であったことを論じた。それに對し、先に置かれた東京・南京は國内の漢人・渤海人居住區統括の中心となったことを述べた。しかし、たとえ當初の設置目的はそうであったとしても、それとともに第二の機能として對外交渉をも擔當するようになったのではないか。京がそのような機能を持つが故に、三京が置かれた後に、新たに對外交渉の必要性が增加――澶淵の盟後の宋との交通の緊密化・西夏の勃興――した際に、遼は新たな京の設置を以て對應したと考えられる。そこで、東京・南京に具體的にそのような機能が見られることを次に見ていきたい。

二　東京・南京の機能

(1)　東　　京

『契丹國志』巻二二、控制諸國條に、「遼東路、高麗を控扼す。」とあり、『遼史』巻四六、百官志、北面邊防官の項に、「東京兵馬都部署司」以下の官司を列擧した後にやはり「已上の遼陽路の諸司、高麗を控扼す。」とあるように、遼陽路の中心として東京は、高麗に對する軍事的據點としての役割を擔っていた。しかし、東京が置かれた（九二八年）當初は遼の勢力は鴨綠江方面には及ばず、そもそも高麗そのものが建國後間も無く、なお半島統一をなす前の狀況であった。從って、東京の設置はやはり渤海人の統制が主たる目的であり、最初から高麗との關係が意識されていたわけではないと考えられる。對外的な面では、むしろ直接境を接していたのは女眞であって、『遼史』巻八、景宗本紀、保寧八年（九七六）九月辛未條に、

東京統軍使察鄰、詳穩涸奏すらく、女直、歸州の五寨を襲い、剽掠して去る。

とあるように、女眞關係の情報は東京から報告されている。(13) 同書巻一〇、聖宗本紀、統和元年（九八三）一〇月丁酉條に、

吳王稍を以て上京留守、行臨潢尹事と爲す。上、將に高麗を征せんとし、東京留守耶律末只の總ぶる所の兵馬を親閲す。

とある聖宗の高麗征討計畫も實際に對象となったのは鴨綠江方面の女眞であったようである。(14) その際に東京は前進基地となっており、征討軍の中心となったのは東京留守麾下の兵馬であった。また同じく統和二年（九八四）八月辛卯條に、

東京留守兼侍中耶律末只奏すらく、女直朮不直、賽里等八族、衆を擧げて內附せんことを乞うと。詔して之を納る。

とあり、おそらく征討の成果であろう女眞の內附の報告も東京留守を通じてもたらされている。

遼が本格的に高麗と交渉をもったのは、同書巻一三、聖宗本紀、統和一〇年（九九二）一二月條に、

是の月、東京留守蕭恆德等を以て高麗を伐たしむ。

とあるのが始まりで、この時は東京留守自身が遠征軍の指揮を任されている。さらに、東京は戰後の處理にも關與していたと見られる。[15] 高麗側では徐熙の活躍があって講和に至るが、東京留守蕭恆德は撤兵後も引き續き高麗との交渉を行なっている。講和の交渉に際して、徐熙は遼に服屬する條件として、朝貢の道を塞ぐ女眞の住地（鴨綠江東方）を高麗に付與して築城を許されんことを求め、蕭恆德はこれを認めた。『高麗史』巻三、成宗一三年（九九四）二月條に、

蕭遜寧、書を致して曰く、近ごろ宣命を奉ずるに、但だ以えらく、彼の國信好早に通じ、境土相接し、小を以て大に事えると雖も、固より規儀有り。而して始めを原ね終わりを要めて、須く悠久に存すべし。若し預備を設けざれば、中ばに使人を阻まんことを慮る。遂に彼の國と相議し、便ち要衝路陌に城池を創築せよと。尋いで宣命に准じて、自ら便ち斟酌し、鴨江の西里に五城を創築せんことを擬し、三月初めを取りて、築城の處に到り、修築に下手せんことを擬す。伏して請うらくは、大王、預め先に指揮し、安北府より鴨江の東に至ること二百八十里を計り、穩便の田地を踏行し、地里の遠近を酌量し、幷びに築城せしめ、役夫を發遣して同時に下手し、其の築城の數を合して早に與に貴き所に回報せんことを。車馬を交通して長しく貢覲の途を開き、永く朝廷を奉じて自ら安康の計に協わん。

とあり、同書巻一〇、宣宗五年（一〇八八）九月條にある高麗から遼朝への上表文中にもこの時の事に觸れて、

時に、陪臣徐熙、界を掌りて管臨し、留守遜寧、宣を奉じて商議し、各々兩境に當たり、諸城を分築す。

とある。東京留守蕭恆德（遜寧は字）は遼皇帝の意を承けて高麗に書を送り、ともに國境附近に築城せんことを提案し、その實行に當たっても、留守がこれを擔當している。

續いて統和二八年（高麗顯宗元年、一〇一〇）には、高麗王廢立事件を契機に聖宗親征に至るのだが、[16] その直前に、前王弑逆の故を問う遼からの使者に對し、高麗では遼朝中央へ遣使するのみならず、『高麗史』巻四、顯宗元年九月條に、

左司員外郎金延保を遣わし、契丹に如きて秋季問候せしめ、左司郎中王佐遲、將作丞白日昇をして、契丹東京に如きて好を修めしむ。

とあるように、東京へも使者を送っている。これは、戰爭回避のための外交交渉のなかで、東京もなんらかの役割を期待されたためと考えられる。

さらに開泰三年（一〇一四）に始まる高麗遠征[17]では、『遼史』卷一五、聖宗本紀、開泰三年六月條に、

是の夏、國舅詳穩蕭敵烈、東京留守耶律團石等に詔して高麗を討たしむ。

同じく開泰四年（一〇一五）正月壬寅條に、

東征す。東京留守善寧、平章涅里袞、已に大軍及び女直諸部の兵を總べて道を分かちて進討せしことを奏し、遂に使いを遣わして密詔を軍前に齎らす。

とあって、ここでも東京留守が軍事行動の中心となっている。この遠征は、開泰八年（顯宗一〇年、一〇一九）に契丹軍が撤退するまで斷續的に行なわれるが、『高麗史』卷四によれば、顯宗一〇年二月にほぼ戰鬪が終息した後、同年の五月戊辰條に「契丹東京文籍院少監烏長公、來見す。」、八月辛卯條に「契丹東京使、工部少卿高應壽來る。」とあるように續けて東京から使者が來ており、高麗からも八月辛卯條の直後、乙未條に「考功員外郎李仁澤を遣わし、契丹東京に如かしむ。」とあって、東京への遣使が行なわれている。ここでの兩者の使節の往來は、具體的な內容はわからないが、その時期と頻繁さから考えて、やはり戰後の處理に關する交渉が行なわれたことが推測される。翌年（一〇二〇）五月に正式に遼と高麗の和が成立するが、その年の六月にも高麗から東京への遣使が見られ、さらにその翌年の顯宗一二年（一〇二一）、正月己丑條では、

契丹東京使左常侍王道冲來りて、其の主、將に册禮を受けんとするを告ぐ。

とあるように、遼朝が高麗王を正式に册封する前に、事前連絡が東京からの使者によってなされている。また、續いて、

顯宗一三年八月庚子條には、

契丹東京持禮使李克方來りて言えらく、自今、春夏季の問候使は幷せて差すこと一次、賀千齡節、正旦使と同行せよ。秋冬季の問候使は幷せて差すこと一次、賀太后生辰使と同行せよ。

とあるように、高麗からの遣使の回數・名目等の規定が東京を通じて傳えられており、遼と高麗との關係修復とその後の交渉における事務的な手續きの類は東京が行なっていたことを窺わせる。

以上をまとめると次のようになる。東京は高麗――或いは女眞も含めて――に對する軍事行動を起こす際の前進基地となり、東京留守が軍を指揮する場合もしばしば見られる。しかしそれだけではなく、その前後の紛爭解決のための外交交渉においても、東京はある役割――おそらく事務的レベルで――を果たしている。それ故に、このような戰爭にまで至らないにせよ、遼と高麗との閒に何らかの紛爭が起こった際に、まず東京が交渉にあたる場合がその後も見られる。例えば、『高麗史』卷八、文宗一二年（一〇五八）八月乙巳條に、宋に通使しようとした高麗王に對し、それを諫めた內史門下省の上言に次のようにある。

國家好を北朝に結び、邊に警急無く、民其の生を樂しむ。此れを以て邦を保つは上策なり。昔庚戌の歲、契丹問罪の書に云えらく、東は女眞に結構し、西は宋國に往來するは、是れ何の謀を欲せんやと。また、尙書柳參の奉使の日、東京留守、南朝通使の事を問い、嫌猜有るに似たり。若し此の事泄るれば、必ず釁隙を生じん。……

軍事上だけでなく、遼と高麗閒の使節の往來の際にも東京はその中繼地となったであろう。東京は高麗からの使節の儀禮的な應接にとどまらず、ここでは高麗と宋の通交を疑い、これを高麗使節にただしている。おそらく東京は高麗に對する監視・情報收集を擔當しており、そこで問題が生じればその對策を講じたと考えられる。それが高麗から遼への使節を通じて行なわれる場合もあった。

次に『高麗史』卷七、文宗九年（一〇五五）七月丁巳條に、

都兵馬使奏すらく、契丹、前に太后皇帝詔して鴨江以東を賜いて我が國の封境と爲す。然れども或いは城橋を置き、或いは弓口欄子を置き、漸く舊限を踰えて、是れ厭かずと謂う。今また郵亭を創立し、我が疆を蠶食す。魯史に謂う所の、滋蔓せしむるなかれ、蔓、圖り難きなり。宜しく國書を東京留守に送り、其の不可を陳べ、若し聽されざれば、遣使告奏すべし。是に於いて、書を東京留守に致して曰く、……

と記される例では、高麗が契丹の國境侵犯行爲に對する抗議を東京留守を通じて行なっているし、同書卷九、文宗二九年（一〇七五）七月癸酉條では、

遼東京兵馬都部署、樞密院の劄子を奉じて牒を移し、鴨江以東の疆域を治せんことを請う。

とあって、樞密院の意を承けた東京が高麗に國境問題に關する交渉をもちかけている。このような國境附近の紛爭についても、中央の指示は仰ぐにしても、實際の現場での交渉には東京が當たったものと考えられる。

このように、東京は遼との交渉における窓口となったが故に、高麗にとって重要視され、聖宗代以來しだいに東京との密接な關係が結ばれていったと考えられる。そしてそれは紛爭が生じた時だけのものではなく、しだいに平和的・恒常的なものになっていった。先に述べたように、聖宗統和一〇～一一年の東京留守蕭恆德による高麗遠征は、恆德自身によって戰後處理が行なわれているが、さらに、『遼史』卷一三、聖宗本紀、統和一四年（九九六）三月壬寅條によれば、

高麗王治、表して婚を爲さんことを乞う。許すに東京留守、駙馬蕭恆德の女を以てし、之に嫁せしむ。

とあり、高麗王と東京留守蕭恆德の閒に姻戚關係が結ばれている。遼・高麗どちらの希望によるものかはわからないが、いずれにせよ高麗と東京との緊密な關係を意圖してのものと見られる。また、特に開泰三～八年の高麗遠征後、兩者の關係が修復されてから、『高麗史』には、遼朝中央からの使節とは別に、東京から高麗に使者が派遣される例がしばしば見られる。遼東京からの遣使が毎年のように――多い場合は年二回――見られるのに對し、高麗からの遣使は必ずしも記錄されないが、例えば、『高麗史』卷六、靖宗四年（一〇三八）八月丁卯條には、

持禮使閤門祗候金華彥を遣わし、契丹東京に如かしむ。

とあるのに對し、同年一一月乙卯條に、

契丹東京回禮使、義勇軍都指揮康德寧來る。

とあり、また、東京からの遣使のみが記されている場合でも「回禮使」あるいは「持禮回謝使」などの表記がほとんどなので、おそらく毎年定期的に高麗から使節が派遣され、東京がそれに應える形での使節の往來が行なわれていたのであろう。

このような往來のなかで、單なる儀禮にとどまらず、事務的な連絡事項の類が東京と高麗との間で往復するようになった。『高麗史』卷八、文宗一九年（一〇六五）三月己未條では、

契丹東京留守、牒もて報ずらく、皇太后に尊號を册上して慈懿仁和文惠孝敬顯聖昭德廣愛宗天皇太后とし、皇帝に尊號を加上して聖文神武全功大略聰仁睿孝天祐皇帝とすと。

とあって、遼の皇帝・皇太后の尊號を改めたことを傳え、同卷九、文宗二九年（一〇七五）七月乙丑條には、

遼東京兵馬都部署、牒もて、咸雍十一年を改めて大康元年と爲せしことを告ぐ。

とあるように改元を報告している。また、その一方で高麗からは、同卷一一、肅宗二年（一〇九七）三月庚申條に、

前王を隱陵に葬る。牒を東京兵馬都部署に移すらく、前王、別邸に退居してより以來、病勢日に增し、閏月十九日に薨逝す。今已に葬り訖る。前王の遺命に云えらく、昨に機務を鮮かんことを乞い、幸いにして詔允を蒙り、殘骸を退養するに、近來疾劇しく、決して生くる理無し。飾終の諸事は宜しく儉約に從い、須く告奏して大朝を煩瀆すべからずと。肆に前王の遺命に遵い、敢えて遣使告哀せずと。

とあり、引退した前王の死去を東京に報告している。國王の交替・遼からの册封などは當然遼朝中央と高麗政府との交渉になるだろうが、このようにその後の前王死去のような事件でも――この場合は前王の遺命があって、特殊なケースかも

しれないが――中央への使者の派遣ではなく、東京への牒での報告ですまされている。また先に觸れたように、高麗から遼の中央へ使節が派遣された場合でも東京がその中繼地となったために、使節に關する連絡事項も東京を通じて傳えられた。同卷一四、睿宗一〇年（一一一五）一一月庚寅條に、

北路兵馬使、遼東京の牒を馳報すらく、昨に敕旨を奉ずるに、高麗の遣わせし所の生辰、横宣、落起復三謝使、近ごろ、邊境多故に緣り、未だ界に入るを得ず、已に國へ還らしむと。

とあり、睿宗一一年閏正月庚戌條には、

祕書校書郎鄭良稷を遣わし、稱して安北都護府衙前と爲し、牒を持して遼東京に如き、節日使尹彦純、進奉使徐昉、賀正使李德允らの稽留の事を詞知せしむ。

とある。女眞の擡頭による東北邊境地域の混亂――一一一六年には東京で渤海人高永昌の反亂も起こっている――を背景に、前者の記事では東京が使節を中途で歸國させたことを報告し、後者では高麗が遼にとどまっている使節の情報を得るために東京に赴いている。ここでも「牒」が登場するように、以上に擧げた史料では遼からの場合も高麗からの場合もいずれも「牒」と呼ばれる文書が送られている。中村裕一氏によれば、「牒」は唐朝に淵源をもち、東アジア諸國に普遍化した、國家間の意志傳達方式であるという。(18) 高麗にもこれが受け繼がれ、日本の太宰府へ牒が送られた例も見られる。同樣に高麗と遼との間でも牒の往來による意志傳達が行なわれ、その遼側の窓口が東京だったのである。

以上のように、東京は當初この地域に移住させられた渤海人統治の據點として置かれたが、東方の女眞・高麗への遠征を契機に高麗との關係が深まり、軍事上の基地としてだけでなく、しだいに平和的・恒常的交渉のなかでも一定の役割を果たすようになっていった。それでは南京の場合はどうであろうか。東京の場合を念頭におきながら考えてゆきたい。

(2) 南　京

東京の置かれた遼陽は戰國時代以來の歴史があるとはいえ、遼代になって渤海人などを移住させて改めて形成された都市であり、高麗との關係も東京設置後にしだいにできていったものである。それに對し南京の置かれた幽州は、遼の支配下に入る以前から河北の中心都市の一つとして漢人社會のなかで機能しており、唐代には范陽節度使がこの地に置かれたように、契丹を含む東北アジア諸民族に對する交渉の基地でもあった。從って東北地域からこの地を經由して中國王朝の政治的中心である黄河流域に向うルートは既に通じており、南京設置當初よりこのような中國王朝との交渉の據點としての役割は意識されていた可能性が高い。

まず軍事面では、前章にも觸れたように、既に後晉を滅ぼした際にその前進基地となり、南京留守趙延壽が遠征の先鋒となっている。以來しばしば南京を基地として「南伐」が行なわれた。また後周の南征の隙をつく形で行なわれた戰鬪の場合では、『遼史』巻六、穆宗本紀、應曆八年（九五八）四月甲寅條に、

南京留守蕭思溫、沿邊の州縣を攻め下し、人を遣わして之を勞う。

同書巻七八、蕭思溫傳には、

初め周人、揚州を攻め、上、思溫を遣わして其の後を躡わしむるも、暑を憚りて敢えては進まず、緣邊の數城を拔きて還る。

とあるように、遼朝中央の命によって、南京留守の指揮のもとに南京自身が軍事行動を起こしている。

それだけでなく、『遼史』巻四六、百官志、北面邊防官の項に「南京都元帥府」以下の諸官司が列記され、「已上の南京諸司、並びに元帥府に隷し、宋國を備禦す。」とあり、同書巻一〇、聖宗本紀、統和元年正月丙子條には、

于越休哥を以て南京留守と爲し、仍って南面行營總管の印綬を賜い、邊事を總べしむ。

とあるように、通常の任務として南京は中國王朝に對する防衛を擔當し、それを統括したのが南京留守であった。例えば、右に擧げた耶律休哥は、同二月己丑條に、

南京奏すらく、聞くならく、宋多く糧を邊境に聚め、及び宋主將に臺山に如かんとすると。休哥に詔して嚴に之が備えを爲さしむ。

とあるように、宋の動向に關する情報をもたらし、それへの對策を命じられている。同樣の活動を『遼史』に探すと、次のような例が擧げられる。すなわち、卷一七、聖宗本紀、太平八年（一〇二八）二月戊子條に、

燕京留守蕭孝穆、拒馬河に宋の境上に接して戍を置きて長しく巡察せんことを乞う。詔して之に從う。

とあるような邊境監視體制の整備、卷六、穆宗本紀、應曆一三年（九六三）正月丙寅條に、

宋、益津關に城かんと欲し、南京留守高勳、統軍使崔廷勳に命じて兵を以て之を擾さしむ。

とあるような、宋側の築城への對應、或いは卷一二、聖宗本紀、統和七年（九八九）五月壬辰條では、

燕京奏すらく、宋兵邊に至るも、時暑なれば未だ敢えて與に戰わず、且く易州に駐し、彼の動くを俟ちて則ち進擊し、退かば則ち班師せんと。之に從う。

とあって、宋が軍事行動に至った際には獨自の判斷で動こうとしている。宋側の突發的な軍事行動にも對應するためには、南京にある程度自由に兵を動かす權限が委ねられているのは當然といえる。

一方平和的な交渉について見ると、澶淵の盟以降しばしば宋からの使節によって、南京を經由して上京へ向う交通路が具體的に報告されているが、[19] 先に述べたように南京が遼のもとに入った時點で既にこのような交通路が通じていたと考えられる。例えば南京が置かれた翌年の會同二年（九三九）には後晉からの歲幣が南京に屆けられ、さらにその翌年には遼太宗が南京に行幸して後晉などの使と會見したことが『遼史』に見えるように、澶淵の盟以前においても斷續的な中國王朝との交渉のなかで、南京は據點としての役割を果たした。そして澶淵の盟以降兩者の交渉が定期的かつ頻繁になったこ

とを受けて南京の重要性は高まり、さらに南京から上京への中継地として新たに中京が加えられたと考えられる。

ただ、交通路上の據點として以外に、南京の果たした役割の具體的な内容は斷片的にしかわからない。まず、『遼史』巻一〇、聖宗本紀、乾亨四年（九八二）一二月辛酉條に次のような記事がある。

南京留守荆王道隱奏すらく、宋、使を遣わし、犀帶を獻じて和を請うと。詔して、書無きを以て之を却けしむ。

ここに見えるように、中國王朝から使節が送られても、まず南京留守がその應接を行なって中央へ報告し、皇帝と會見するにはおよばないと判斷された場合には南京の段階で處理されたこともあったのではないか。また、『長編』巻一五二、仁宗慶曆四年（一〇四四）一〇月甲午條には、

河北緣邊安撫司に詔して契丹駙馬都尉劉三嘏を械送して涿州に至らしむ。初め、三嘏其の妻の淫亂を惡み、遁げて廣信軍に至り、知軍劉貽孫其の自ら還るを聽し、嘗て賦す所の詩を留む。余靖の使の回るに及び、燕京留守耶律仁先、三嘏の尚お漢界に在るを言う。蓋し其の去ること日を累ねて、復た其の子と一婢を携えて閒道より定州に走げ、望都の民楊均慶の家に匿る。是に至りて、北界また文を移して督取し、故に是の命有り。

とある。この時の宋使余靖は遼興宗と巡幸先の九十九泉で會見しているのだが、その歸途南京において留守から宋へ亡命した駙馬の返還を求められている。東京と高麗との閒でも見られたように、儀禮的な應接だけでなく、使節を通じての獨自の交渉も行なわれていた。ここでは涿州が返還の窓口となっているが、通常の實務的な交渉は涿州を通じて行なわれる場合が多かったようである。『遼史』巻八、景宗本紀、保寧六年（九七四）三月條には、

宋、使を遣わして和を請い、涿州刺史耶律昌丘を以て侍中を加え、宋と和を議せしむ。

とあり、この翌年には正式な和平使節の交換があるのだが、その前の豫備交渉を涿州刺史が擔當している。先に見たように、高麗との交渉の場合は中央政府閒のそれ以外の事務的なものを東京自身が擔當していたが、宋との交渉の場合は南京よりもむしろさらに最前線の涿州と宋側の最前線である雄州との閒で行なわれていた。また、交易關係においても、遼は

新城・易州・朔州に権場を設けたが、新城に都監をおいて涿州刺史の管轄下に雄州との折衝に當たらせている。[20] 南京はこれらを統括する立場であったと考えられる。例えば、遼道宗の咸雍一〇年（一〇七四）以來、河東方面の境界に關して宋との紛爭が引き起こされたが、最終的な交渉は兩國中央派遣の使節によったものの、そこに至るまでの意志傳達手段としてしばしば涿州と雄州の閒を牒が往復している。その中で「燕京留守司の指揮を仰ぎ、涿州の雄州に牒を齎らし……」という記述も有り、[21] 涿州への直接の指示は南京留守司によったことを窺わせる。また『長編』卷三二二、神宗元豐五年（一〇八二）正月癸卯條に次のように記されている。

雄州言えらく、涿州の牒に準ずるに、留守の指揮を奉じ、樞密院の劄子に準ずるに、夏國の遣使入朝し、稱して南朝の名無くして兵を起こし討伐すると爲し、事端を知らざるを以て、燕京留守司を指揮し、涿州に委ねて牒を雄州に移して南朝に聞達して會問せしむと。……

このように、單に國境地域での紛爭のみならず、西夏と宋との調停のような外交の場でも涿州が實務を擔當しているが、ここでも「留守の指揮を奉じ」とあるように、樞密院の命を受けた南京留守がそれを監督している。また連絡は高麗との場合と同じく牒と呼ばれる文書によって行なわれるが、高麗へは直接東京留守司或いは東京兵馬都部署司から送られたのに對し、この場合もやはり涿州と雄州の閒を往來している。先に擧げた保寧六年の和平交渉に既に涿州刺史が派遣されたように、このような態勢は澶淵の盟以前からしだいに形成されていったものであろう。

（3）留　守

最後に、これまでしばしば史料に登場した留守について考えてみたい。遼の五京を統括したのが留守なる官であった。『文獻通考』卷六三、職官考一七には唐・宋の留守について次のように記されている。

唐太宗貞觀十七年、遼東に親征し、京城に留守を置き、房元齡を以て充て、蕭瑀を副と爲す。其の後、車駕京都に在

らざれば則ち留守を置き、右金吾大將軍を以て副と爲す。咸亨二年、高宗洛陽に幸し、雍州長史李晦を以て西京留守と爲す。其の後車駕京都を發すれば則ち留守を置き、右金吾大將軍を以て副留守と爲す。太原府また尹及び少尹を置き、尹を以て留守と爲し、少尹を副留守と爲し、之を三都留守と謂う。

宋制、天子巡狩、親征すれば則ち親王或いは大臣に命じて留守の事を總べしむ。建隆元年、澤、潞に親征し、樞密使吳延祚を以て東京留守と爲し、其の西、南、北京留守各々一人は知府事を以て之を兼ねしむ。留守司は宮鑰及び京城の守衛、修葺、彈壓の事、畿內の錢穀、兵民の政を掌る。……

留守は本來皇帝が親征などで都を不在にした際に設けられた臨時の職務の名である。後にこれが官名となって、唐以降、首都以外の陪都にも置かれるようになり、唐では府尹が、宋では知府事がこれに當たった。遼の場合留守は常設の官となったが、例えば耶律仁先の肩書きに「燕京留守、兼權析津府尹事」や「東京留守、判遼陽府事」が見える(22)ように、府の長官を兼任する形を取っており、基本的に中國王朝の制にならったものと考えられる。しかし、これまで見てきたように遼の留守は軍を率いて對外遠征に出る場合もあり、また外交の場においても一定の役割を果たしているのに對し、中國王朝の留守の管轄範圍は「畿內」までであり、遼のそれのような外交的機能は見當らない。すなわち、本來皇帝外出中の內を守るものから、逆に皇帝の命で外へ出ることもある遼の留守は、もとの役割とは大きく離れた任務をも持つようになっている。先に五京制の系譜を考えた際に、直接的には渤海の影響よりむしろ中國王朝からのつながりを考えた方がよいことを述べた。渤海では京を統括するのは都督であり(23)、この點でもやはり形式的には遼制と直接結びつかない。しかし、京が對外交渉の據點と位置附けられる點に渤海から遼への系譜關係を見い出せるとすれば、官名は異なるが、その機能において渤海の都督と遼の留守は共通のものを持つ可能性が高い。先の拙稿で、渤海の都督は軍團の長でもあり、五京はそれ以外の地に比して多數の軍をもち、これを統括するために駙馬や王族などの王の血緣が利用されたことを推定した(24)。遼においても、先に擧げた史料に東京留守の「駙馬蕭恆德」が登場しており、東京が「遼東の重地なるを以て、勳戚に非ずんば

鎮撫する能わず。」と言われたように、[25] しばしば駙馬及び皇族が任命されている。また、しばしば軍事行動の際に活躍する留守は、例えば『遼史』巻一六、聖宗本紀、開泰九年（一〇二〇）一一月丁巳條に、

漆水郡王韓制心を以て南京留守、析津尹、兵馬都總管と爲す。

とあるように、行政權のみならず、軍事指揮權をも握っていたはずである。このような點において渤海と遼との關連性を考え得るのではないか。渤海の京及び都督については斷片的な史料しかなくその實態はなお明確にはなっていないが、ここに見た遼の京及び留守が一つの手がかりになると思われる。

おわりに

これまで述べてきたことをまとめると次のようになる。遼はまず渤海人居住區の中心に東京を、漢人居住區の中心に南京を置き、首都とした上京とあわせて三京體制を取った。これらは本來漢人・渤海人などの農耕民を統制する據點として置かれたが、東京には高麗と、南京には五代及び宋の中國王朝との交渉の據點としても機能するようになった。それ故にその後、澶淵の盟以降宋との交渉がより緊密になった際には中京を、西夏との緊張が高まった際には西京を置いたように、後からの二京は、國内の問題よりむしろ外交上の必要性から置かれたものであると考えられる。斷片的ながらその機能を擧げると、軍事的には外國に對する遠征及び防衛上の基地、平和的には外國からの使節の應接及びそれを通じた交渉、牒と呼ばれる文書による國家間の實務的な意志の傳達などである。

遼の五京制は、當初三京であったこと、長官が留守であることなど、直接的には渤海のそれとはつながらず、むしろ中國王朝の制度の影響の方が強い。しかしその外交的機能においては遼と渤海に共通なものを見出だすことができる。はじめに渤海の五京について述べたように、中國の制度が周邊國家へ導入されて名稱も同じであっても、その内容はそれぞれの國家の固有の事情に對應して異なる場合がしばしば見られる。遼・渤海ともに「上京」を國都として副都がその南方に

配置されたことに象徴されるように、北方を根據地とし、常に中國を始めとする南方勢力との交渉が意識されたという共通の事情を持ち、この點において渤海の五京から遼のそれへの系譜關係を見ることができるのである。

註

(1) 拙稿「渤海の地方統治體制――一つの試論として――」(『東洋史研究』四二―二、一九八三年)・「渤海の交通路と五京」(『史林』七二―六、一九八九年)。

(2) 魏國忠「唐代渤海五京制度考」(『渤海史論著滙編』北方史地資料編委會、一九八七年)。

(3) 楊若薇『契丹王朝政治軍事制度研究』(中國社會科學出版社、一九九一年)。

(4) 五京の性格の概括的な考察は既に田村實造氏によってなされている――田村實造「都市の成立と性格」(『中國征服王朝の研究』第六章第二節、東洋史研究會、一九六四年)――。ただ、田村氏も渤海或いは中國の制度とのつながりについては「遼の五京はおそらく直接には渤海國にならったものとおもわれるが、さらにさかのぼれば唐制の模倣であろう。」と述べるのみで、具體的な内實については論じていない。

(5) 島田正郎「遼代に於ける奚に就いて」(『北亞細亞學報』一、一九四二年)參照。

(6) 遼・宋の交通路については田村實造「遼・宋の交通」(前掲書第五章第一節)參照。

(7) 『遼史』卷八一、『宋史』卷二七九にそれぞれ王繼忠傳がある。

(8) 『遼史』卷四、太宗本紀、大同元年(九四七)四月乙丑條。

(9) 田村實造「遼と西夏との關係」(前掲書第四章第二節)參照。

(10) 『遼史』卷四、太宗本紀、會同元年(九三八)一一月條。

(11) 同右、大同元年、三月壬寅條。

(12) 『資治通鑑』卷二八一、後晉紀、高祖天福三年(九三八)一〇月戊寅條に、

帝以大梁舟車所會、便於漕運、丙辰、建東京於汴州、復以汴州爲開封府、以東都爲西京、以西都爲晉昌軍節度。

とあり、後唐も後晉も基本的には東西の二京(都)――後唐は長安と洛陽、後晉は洛陽と開封――であるが、同書卷二八七、後漢紀、高祖天福一二年五月辛卯條の胡注に「自後唐以來、以太原爲北京」とあってこれに太原の北京が加わる。これは、唐において、一時期五京になったこともあるが短期間で廢され、基本的には西都長安・東都洛陽及び北都太原の三都であったものを受け繼いでいるといえる。

(13) 『契丹國志』卷二二、控制諸國條では「長春路、女眞、室韋を鎮撫す。」とあって、軍事面で女眞に對する防衛・監督は黄龍府の擔當である。しかし、『遼史』卷一七、聖宗本紀、

太平六年（一〇二六）二月己酉條に、

以迷離己同知樞密院、黄翩爲兵馬都部署、達骨只副之、赫石爲都監、引軍城混同江、疎木河之間。黄龍府、請建堡障三、烽臺十、詔以農隙築之。東京留守八哥奏、黄翩、領兵入女直界徇地、俘獲人、馬、牛、豕、不可勝計、得降戶二百七十。詔奬諭之。

とある記事によれば、黄翩らが遠征した混同江、疎木河は第二松花江の中・上流域にあたり、地理的には黄龍府に近いにもかかわらず、その戰果は東京を通じて報告されている。また同書卷一九、興宗本紀、重熙一三年（一〇四四）四月己酉條には、

遣東京留守耶律侯晒、知黄龍府事耶律歐里斯、將兵攻蒲盧毛朶部。

とあるように、東京留守が知黄龍府事と共同で蒲盧毛朶部――咸鏡道方面の女眞――への軍事行動を指揮している。このように女眞に對する情報の收集・報告、ある場合には軍事行動までも、黄龍府と並んで東京も大きな役割を果たしていた。

(14) 池内宏「高麗成宗朝に於ける女眞及び契丹との關係」（『滿鮮史研究』中世第二册、座右寶刊行會、一九三七年）、日野開三郎「統和初期における契丹聖宗の東方經略と九年の鴨淥江口築城」（『日野開三郎東洋史學論集』第一六卷、三一書房、一九九〇年）參照。

(15) この戰役及びその後の經過は池内宏前揭論文參照。

(16) 池内宏「契丹聖宗の高麗征伐」（前揭書）參照。

(17) 同前。

(18) 中村裕一「渤海國咸和一一年中臺省牒に就いて――古代東アジア國際文書の一形式――」（『唐代官文書研究』、中文出版社、一九九二年）。

(19) 田村實造前揭註(6)論文參照。

(20) 田村實造「遼・宋の經濟關係――とくに貿易を中心として――」（前揭書第五章第二節）參照。

(21) 『長編』卷二六三、神宗熙寧八年（一〇七五）、閏四月丙申條の注に引く沈括――交涉のため遼朝に派遣された――の乙卯入國奏請及び別錄。田村實造「遼と宋との關係」（前揭書第四章第一節）參照。

(22) 耶律仁先墓誌銘（『全遼文』卷八）。

(23) 都督は渤海に一五ある府の長官の稱であり、『五代會要』卷三〇、渤海條に「入朝使南海府都督列周道」なる人物が見えることから、「南京南海府」も都督が統括したことを推定できるのみである。京そのものにつく官名は史料に殘っておらず、實際には都督とは別の稱があった可能性も殘る。

(24) 拙稿「渤海の交通路と五京」（前揭）。

(25) 『遼史』卷九三、蕭惠傳。

THE DIPLOMATIC FUNCTION OF FIVE CAPITALS 五京 IN THE LIAO 遼 DYNASTY

KAWAKAMI Yo

The Liao dynasty had the three capitals system at first, Shangjing 上京 as the main capital, Dongjing 東京 as the capital of the residential section of the Bohai 渤海 people and Nanjing 南京 as the capital of that of the Han race. They were originally established to control the residents, but Dongjing was also served as a base for the negotiations with the Koryŏ 高麗 dynasty, and Nanjing with the Five dynasties and the Song dynasty. After that, Zhongjing 中京 was established when the Liao dynasty formed closer connection with the Song dynasty by the Treaty of Chanyuan 澶淵, and Xijing 西京 when it got into dispute with the Xixia 西夏 dynasty. Thus, it is supposed that Zhongjing and Xijing were established to carry out the foreign policy rather than domestic one.

The five capitals system of the Liao dynasty was formally under the influence of the Chinese dynasties, but in respect of such diplomatic functions as a base for the negotiations with foreign countries at peace or war respectively, it was the same as that of the Bohai dynasty.

THE QING DYNASTY AND THE EIGHT ǰASAγS 八扎薩克 OF QALQ-A 哈爾哈 MONGOL

OKA Hiroki

It was the 12th year of Shunzhi 順治, 1655, more than 35 years before Qalq-a's official surrender to the Qing, when the Eight ǰasaγs were appointed for Qalq-a Mongolia, which had maintained her independent status from the Qing dynasty at that time. They were those "head beises 貝子 of Qalq-a" with whom the Qing dynasty negotiated on the problems of "Tenggis chief's revolt" of the Sonid and of the plundered livestocks from